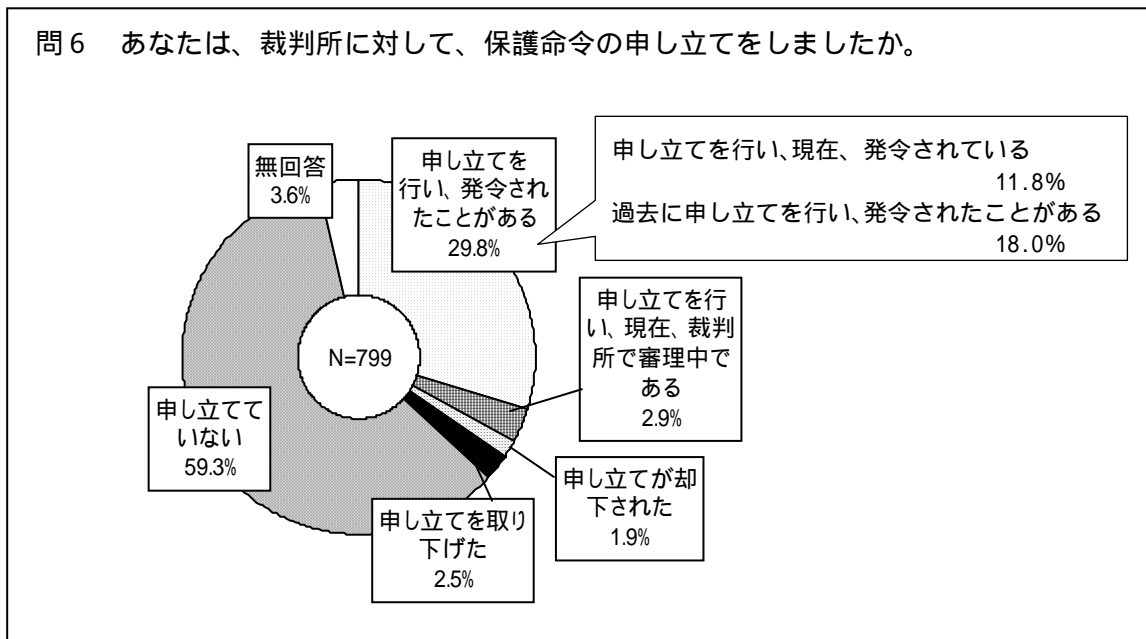


### 3 保護命令や、避難施設の一時的な利用について

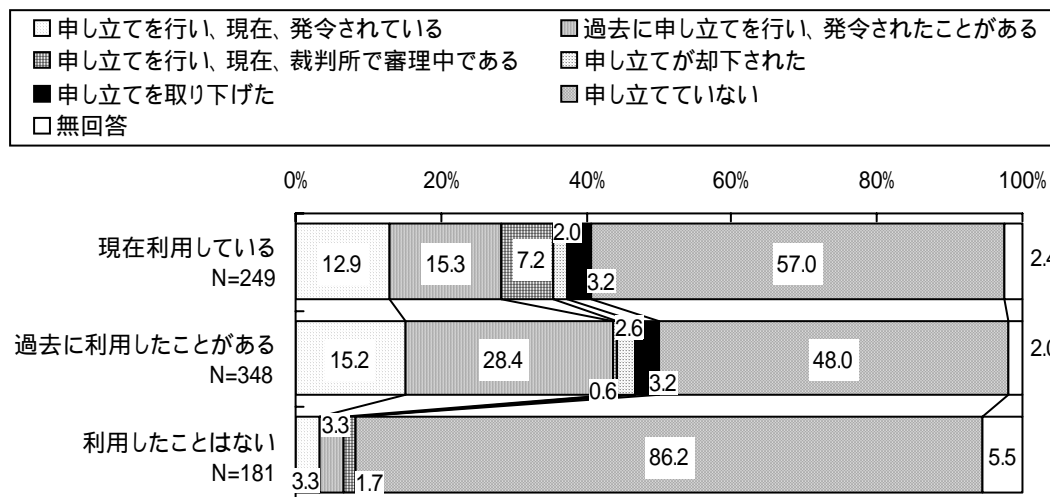
#### (1) 保護命令の申し立て状況



裁判所に対する保護命令の申し立ての有無について、「申し立てていない」人(59.3%)は約6割となっている。「申し立てを行い、発令されたことがある」人(29.8%)は約3割となっており、「申し立てを行い、現在、発令されている」人は11.8%、「過去に申し立てを行い、発令されたことがある」人は18.0%となっている。

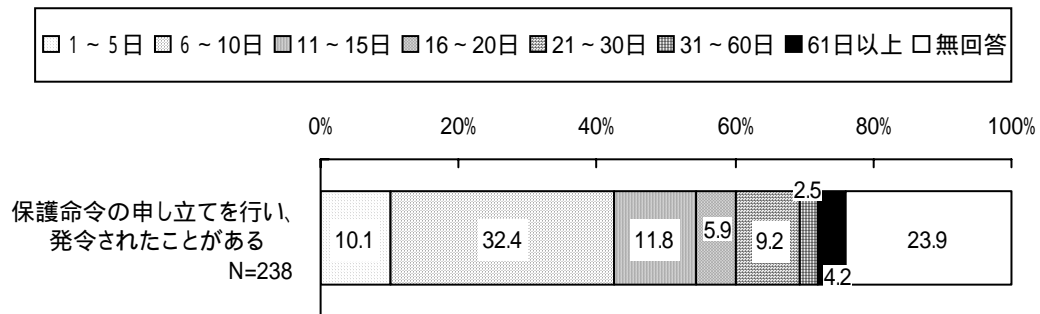
問8(後述)の避難施設の一時的な利用(一時保護)別にみると、利用したことがある人(現在利用している/過去に利用したことがある)で、保護命令を申し立てたことがある割合が4割以上となっている。

#### 【避難施設の一時的な利用(一時保護)別】

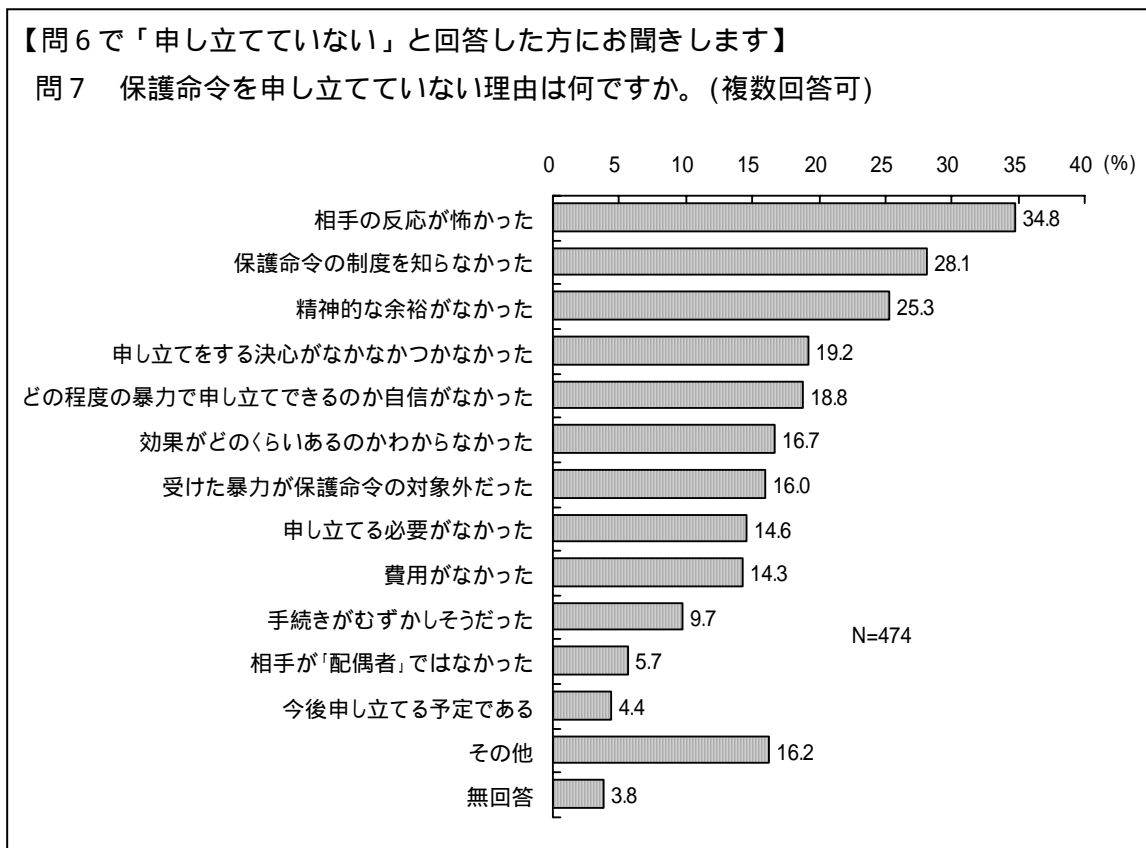


【保護命令が発令されるまでにかかった日数】

「保護命令の申し立てを行い、発令されたことがある」と回答した 238 人に、保護命令が発令されるまでにかかった日数を尋ねた。「6 日～10 日」(32.4%)が最も多く、以下「11～15 日」(11.8%)、「1～5 日」(10.1%)となっている。



(2) 保護命令を申し立てていない理由



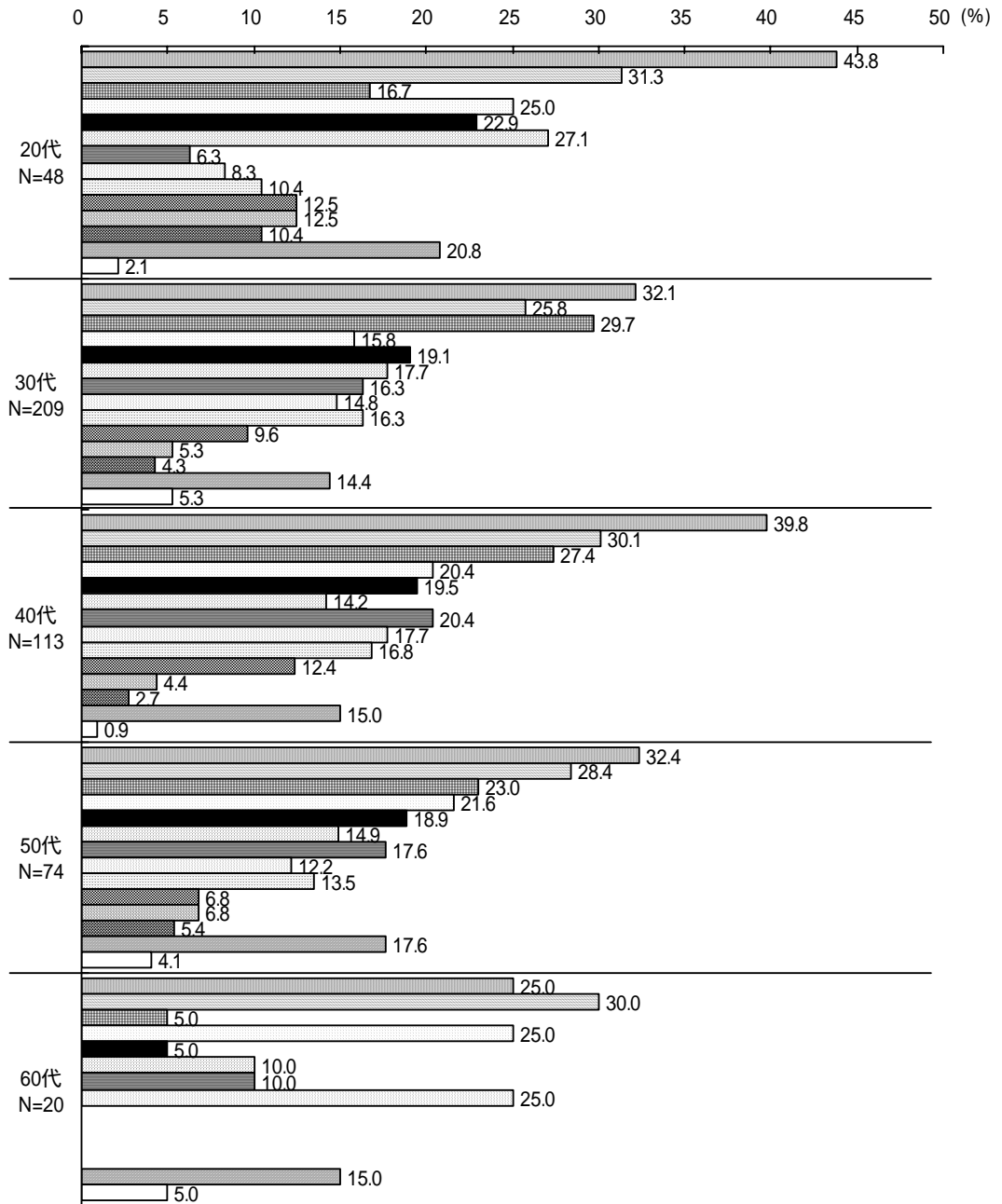
保護命令を申し立てていないと回答した 474 人に、申し立てていない理由について尋ねた。

保護命令を申し立てていない理由は、「相手の反応が怖かったから」(34.8%)が最も多く、以下「保護命令の制度を知らなかったから」(28.1%)、「精神的な余裕がなかったから」(25.3%)等となっている。「その他」には「保護命令の制度がなかったから」(14 件)、「相手に自分の居場所がわかってしまうから」、「子どもに被害が及ぶかもしれないから」(各 4 件)等の回答があった。

年代別に見ると、60代未満では「相手の反応が怖かった」割合が最も高くなっているが、回答者数が 50 人に満たないが、「60代」では「保護命令の制度を知らなかった」割合が最も高くなっている。

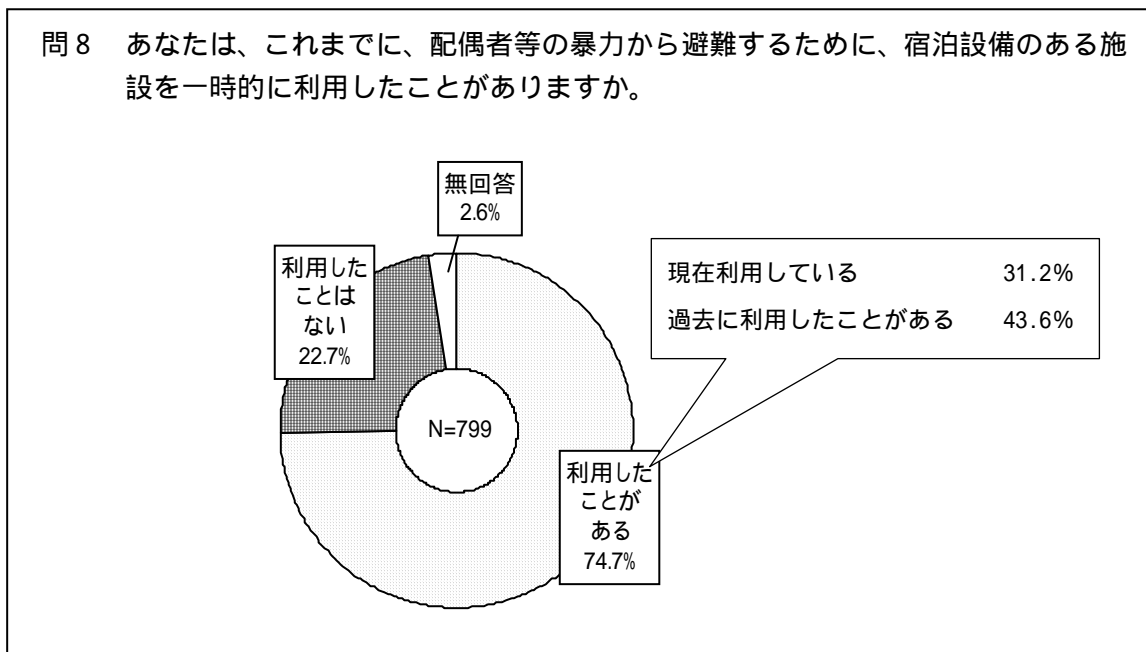
【年代別】

- 相手の反応が怖かった
- 精神的な余裕がなかった
- どの程度の暴力で申し立てできるのか自信がなかった
- 受けた暴力が保護命令の対象外だった
- 費用がなかった
- 相手が「配偶者」ではなかった
- その他
- 保護命令の制度を知らなかった
- 申し立てをする決心がなかなかつかなかった
- 効果がどのくらいあるのかわからなかった
- 申し立てる必要がなかった
- 手続きがむずかしそうだった
- 今後申し立てる予定である
- 無回答



「10代」(N=0)、「70代以上」(N=2)は母数が0または少ないため、グラフから除外

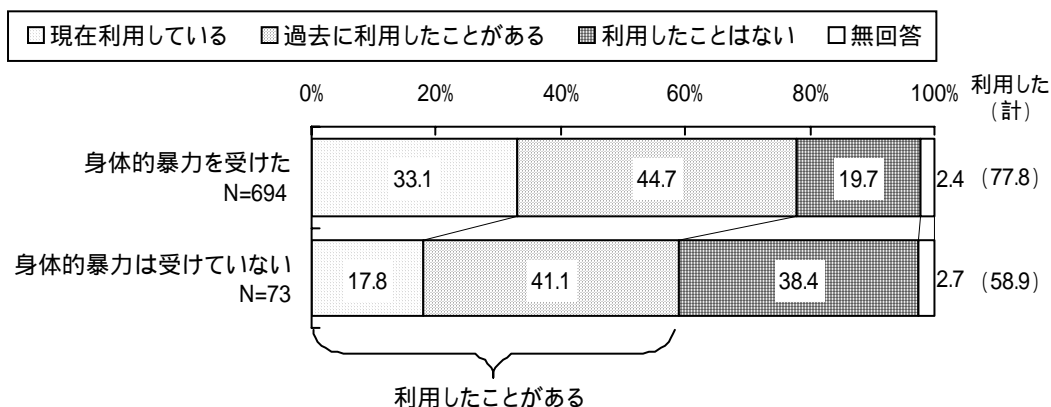
(3) 一時的な宿泊設備のある施設の利用状況



配偶者等の暴力から避難するため、宿泊設備のある施設の利用について、「利用したことがある」人が74.7%で、回答者の4人中3人は利用したことがある。「利用したことがある」(74.7%)のうち、「現在利用している」人は31.2%、「過去に利用したことがある」人は43.6%となっている。

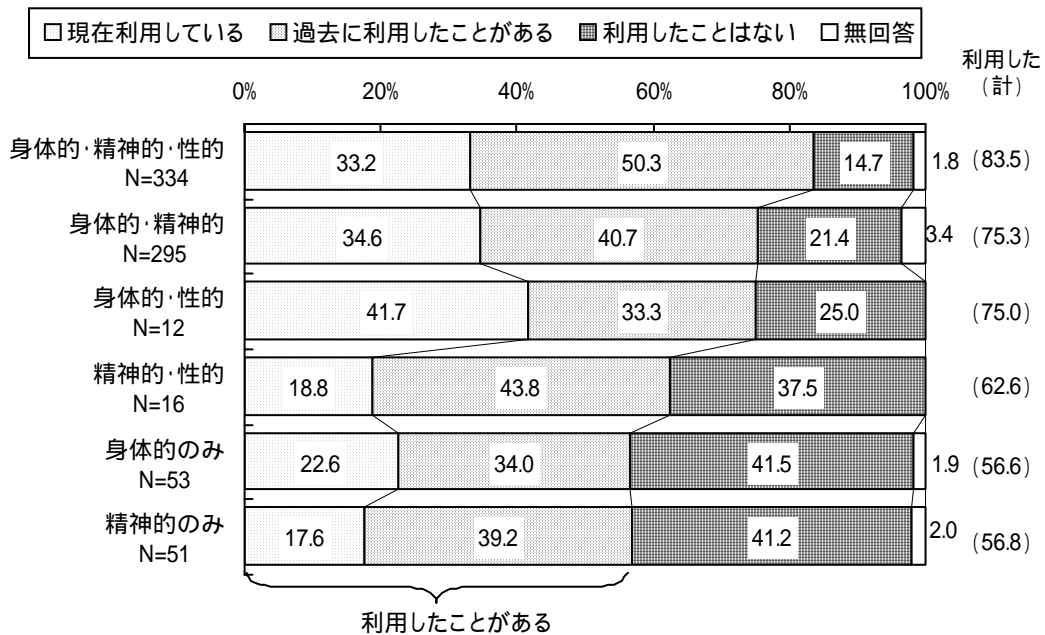
身体的暴力の有無別にみると、身体的暴力を受けた人は、宿泊設備のある施設を利用したことがある割合(現在利用している / 過去に利用したことがある)が、8割近くとなっている。

【身体的暴力の有無別】



配偶者等から受けた暴力の重複度別にみると、単独の暴力を受けた人より、複数の暴力を受けた人のほうが、避難するために宿泊設備のある施設を利用した割合が高くなっている。

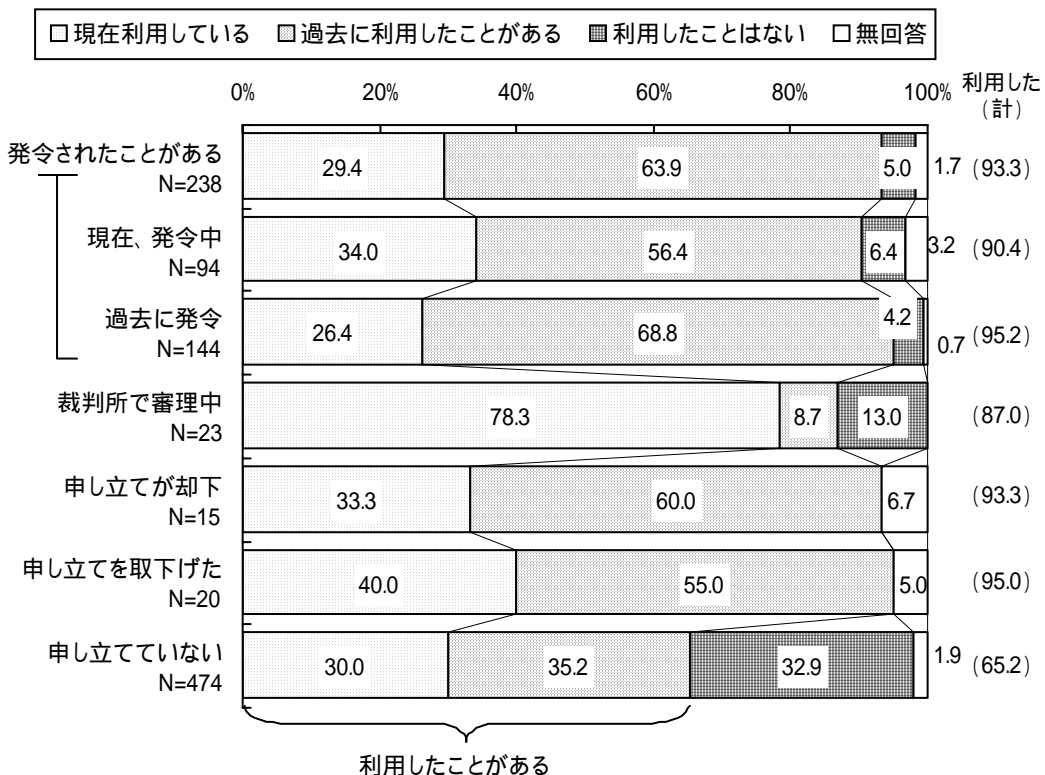
【配偶者等から受けた暴力の重複度別】



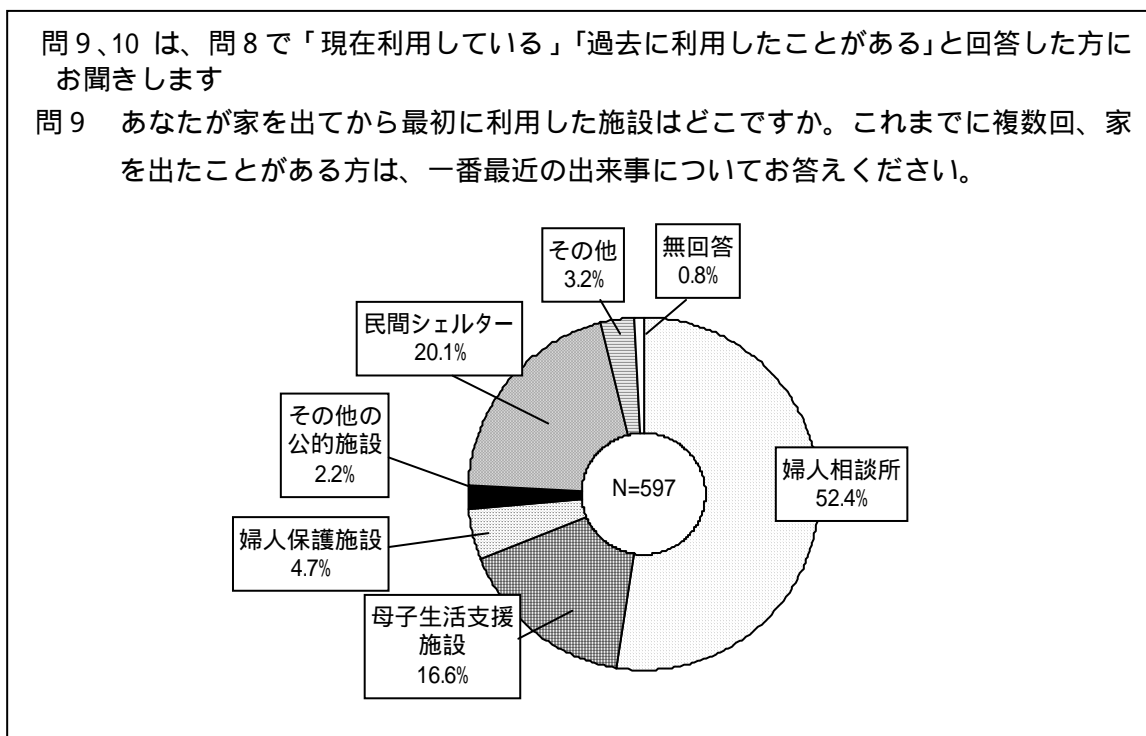
「性的暴力のみ」(N=6)は母数が少ないため、グラフから除外

保護命令の申し立て状況別にみると、保護命令を申し立てたことがある人で、宿泊設備のある施設を利用したことがある割合(現在利用している / 過去に利用したことがある)が高くなっている。

【保護命令の申し立て状況別】



(4)家を出てから最初に利用した施設



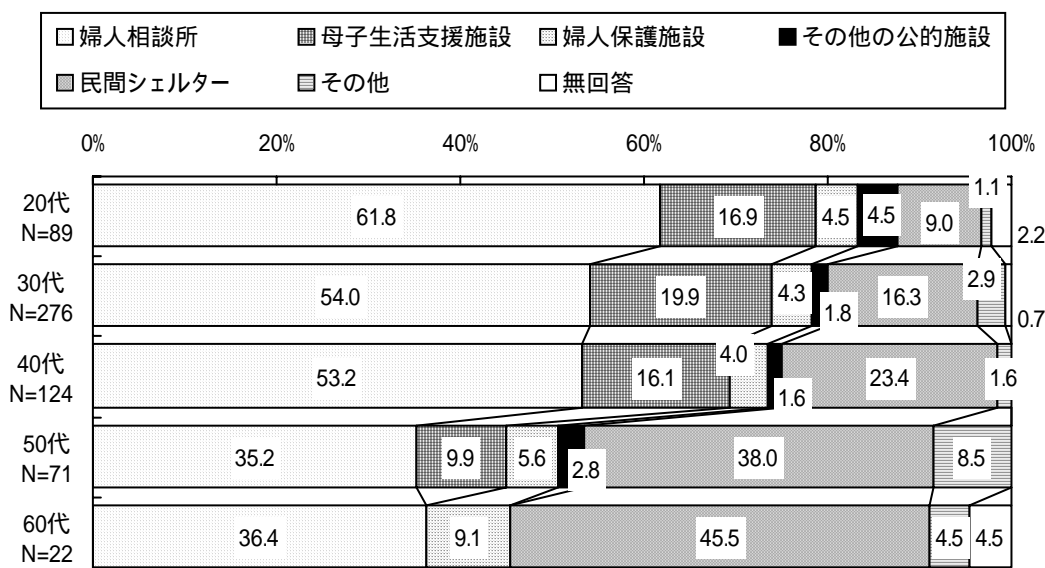
宿泊設備のある施設を一時的に利用したと回答した597人に、最初に利用した施設について尋ねた。

最初に利用した施設は、「婦人相談所( )」(52.4%)が最も多く、次いで「民間シェルター」(20.1%)となっている。

( )地域によっては、女性相談所、女性相談センター等呼び方が異なることもある。

年代別にみると、40代以下では「婦人相談所」を利用した割合が最も高く、50代以上では「民間シェルター」を利用した割合が最も高くなっている。

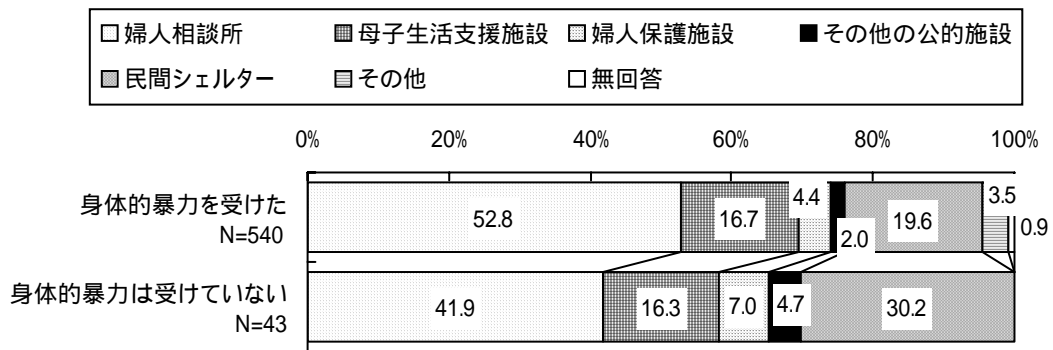
【年代別】



「10代」(N=1)、「70代以上」(N=4)は母数が少ないため、グラフから除外

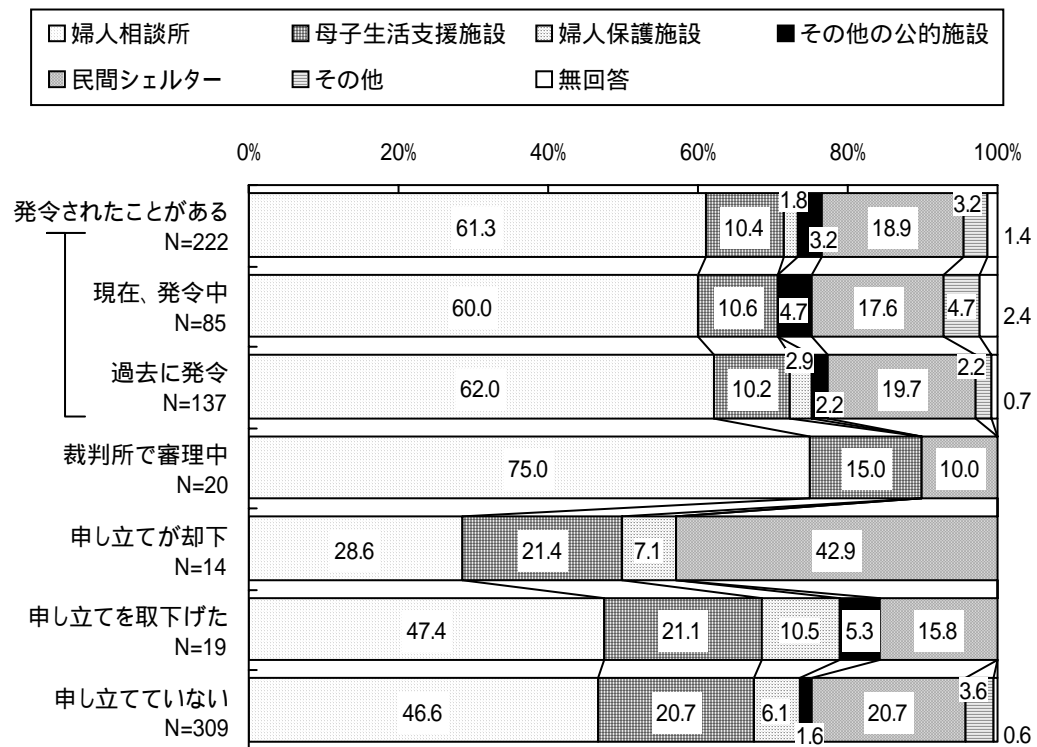
身体的暴力の有無別にみると、身体的暴力を受けた人は「婦人相談所」を利用した割合が半数以上となっている。

【身体的暴力の有無別】



保護命令の申し立て状況別にみると、保護命令を申し立て、発令されたことがある人（現在、発令されている / 過去に発令されたことがある）で「婦人相談所」を利用した割合が6割以上となっている。

【保護命令の申し立て状況別】

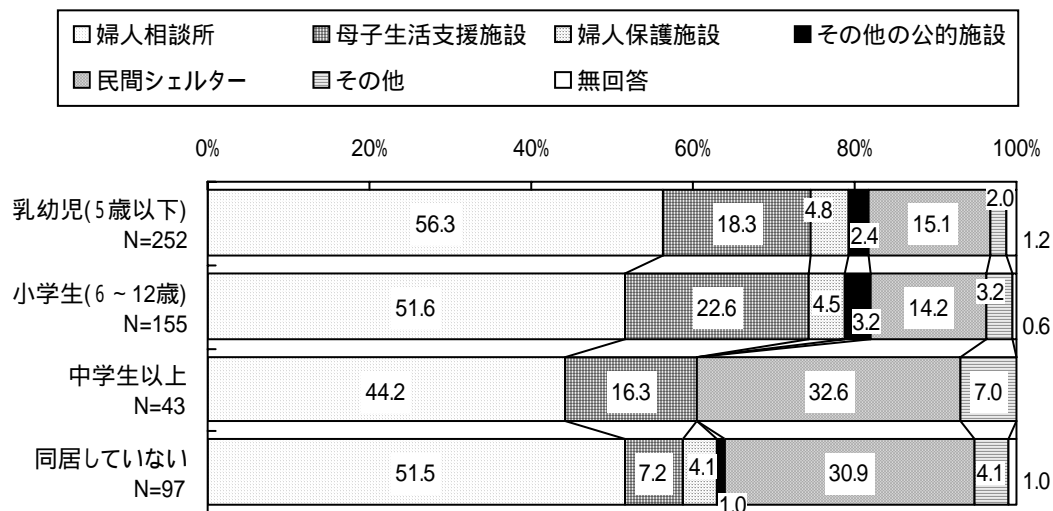




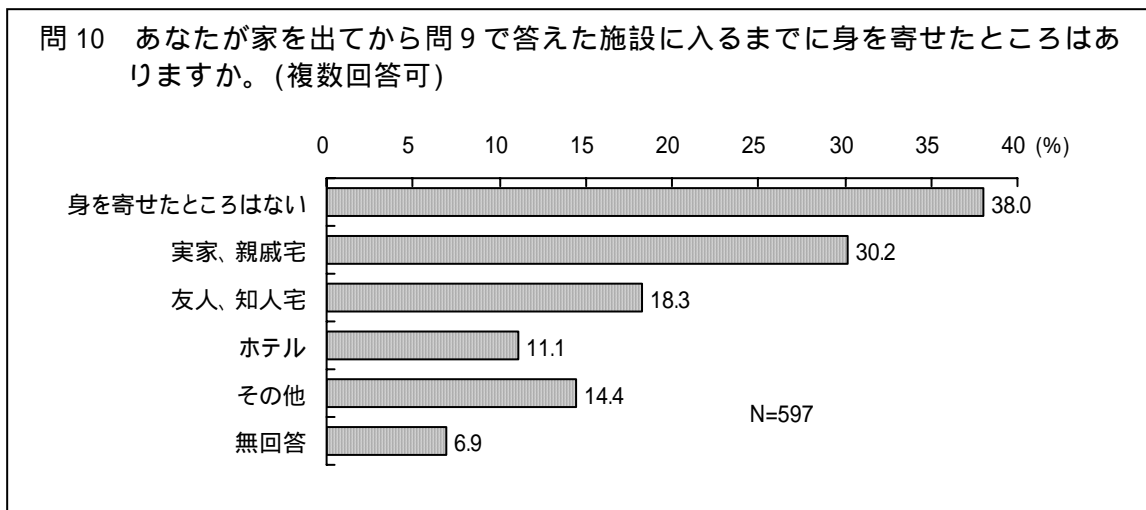
同居する末子の年齢別にみると、乳幼児(5歳以下)の子どもと同居している人は「婦人相談所」を利用した人が半数以上いるが、子どもの年齢が高くなるにつれ、「婦人相談所」の利用割合は低くなっている。

中学生以上の子どもと同居している人と子どもと同居していない人は、「民間シェルター」を利用した割合が3割以上となっている。

【同居する末子の年齢別】



(5)家を出てから施設に入るまでに身を寄せたところ

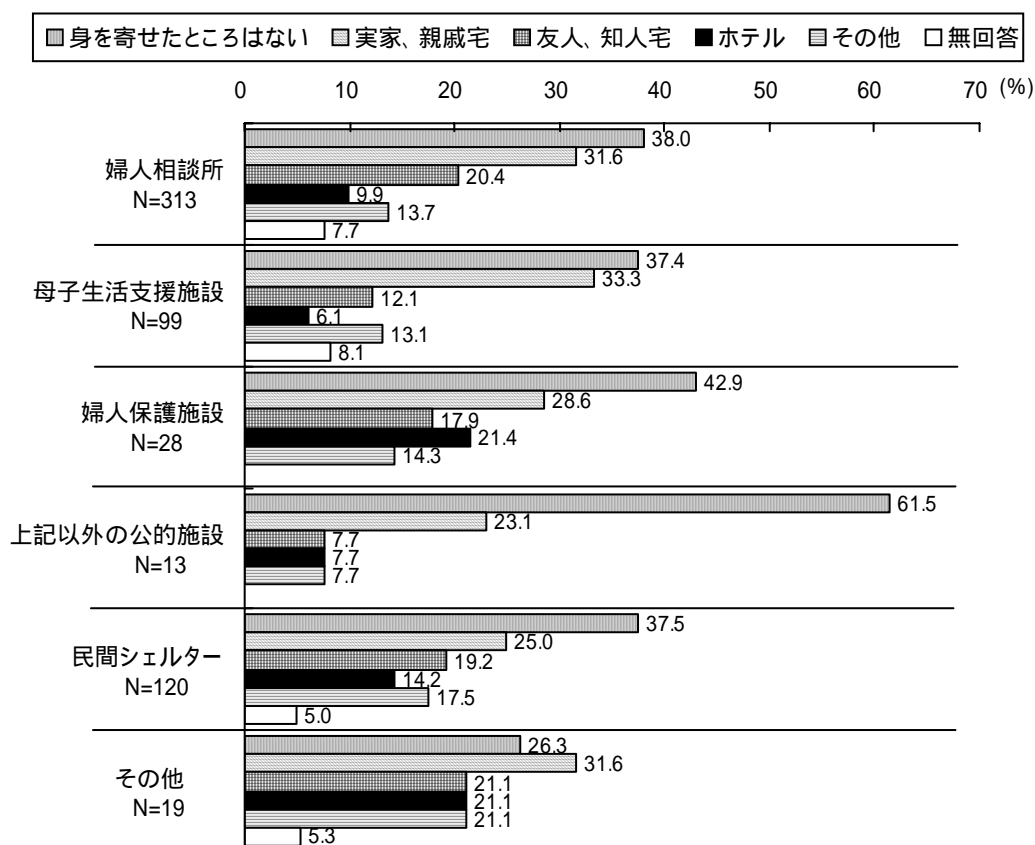


宿泊設備のある施設を一時的に利用したと回答した597人に、家を出てから施設に入るまでに身を寄せたところについて尋ねた。

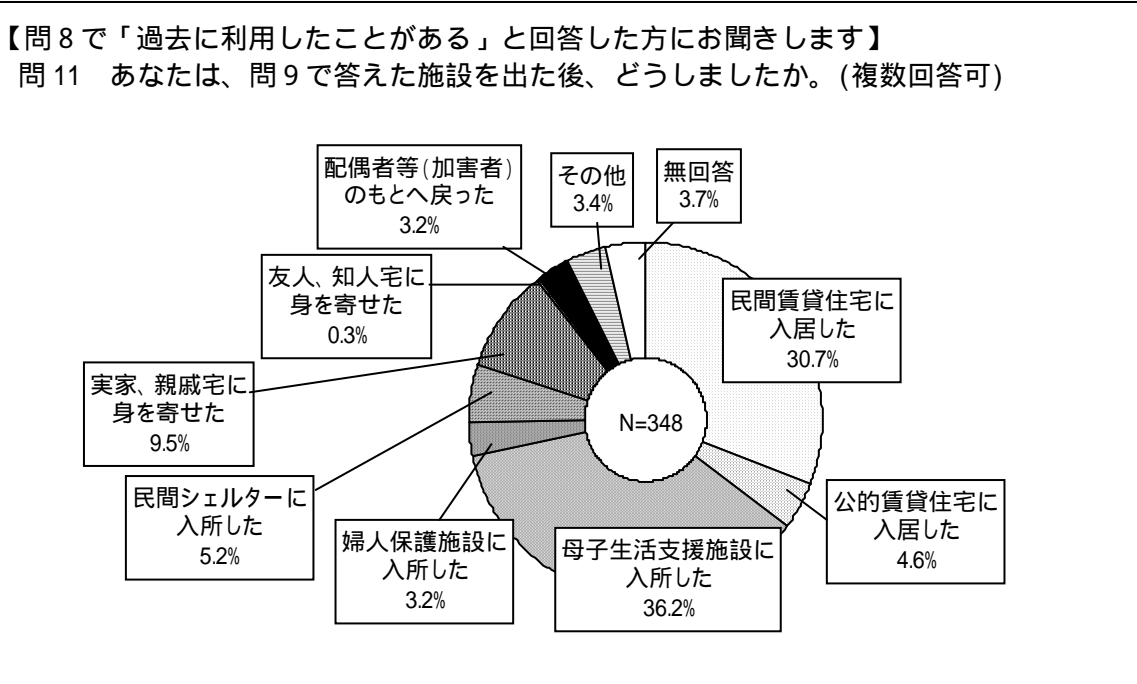
家を出てから利用した施設に入るまでに身を寄せたところについて、「身を寄せたところはない」人(38.0%)が最も多く、4割近くは家を出てから直接施設に入ったことがわかる。直接施設に入らなかった人では、「実家、親戚宅」(30.2%)に身を寄せた人が多くなっている。「その他」には「自分で借りたアパート等」、「車の中」(各8件)、「警察」(7件)等の回答があった。

最初に利用した施設別にみると、どの施設を最初に利用した人でも「身を寄せたところはない」割合が高くなっている。

【最初に利用した施設別】



(6)施設を出た後の状況

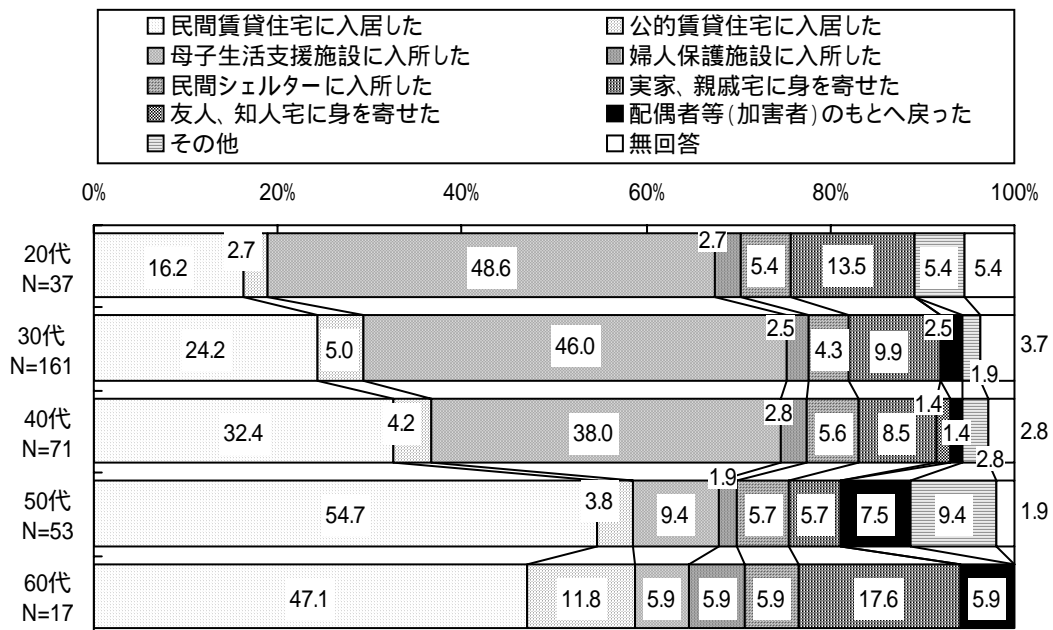


宿泊設備のある施設を過去に利用したことがあると回答した348人に、施設を出た後の状況について尋ねた。

施設を出た後について、「母子生活支援施設に入所した」(36.2%)が最も多く、次いで「民間賃貸住宅(民間アパートなど)に入居した」(30.7%)となっている。施設を出た後、別の施設(母子生活支援施設、婦人保護施設、民間シェルター(ステップハウスを含む))に入所した割合は44.6%となっている。

年代別にみると、40代以下では施設を出た後、「母子生活支援施設に入所した」人が4割弱から5割程度いる。一方、50代以上は「民間賃貸住宅(民間アパートなど)に入所した」人が5割前後いる。

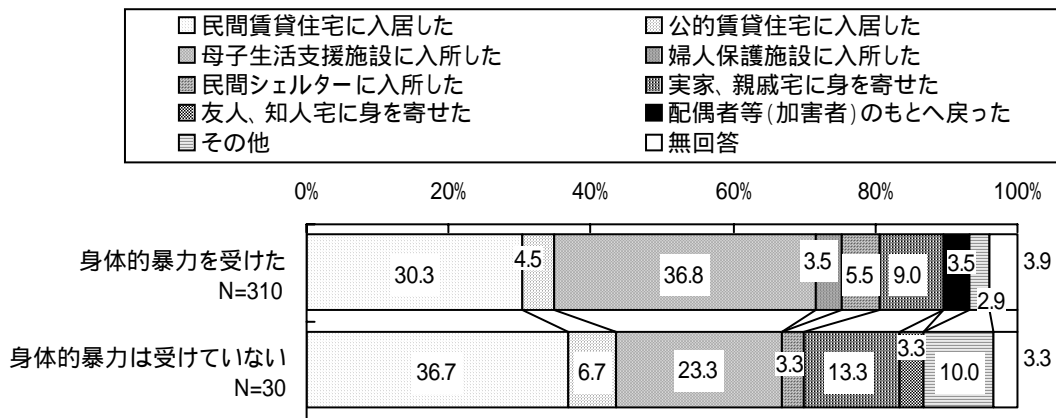
【年代別】



「10代」(N=0)、「70代以上」(N=2)は母数が0または少ないため、グラフから除外

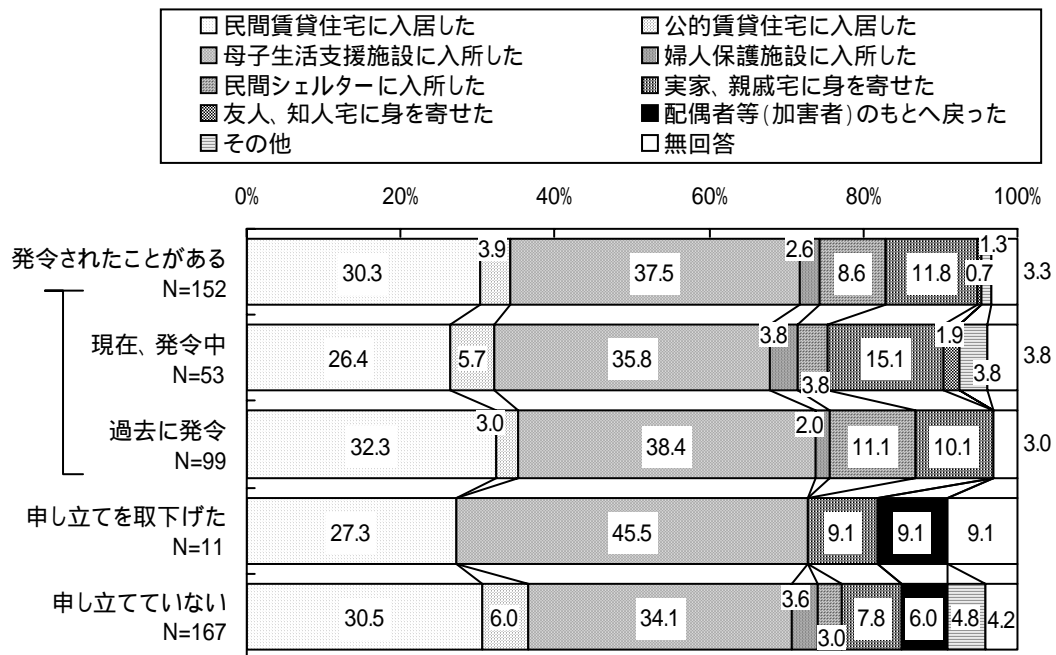
身体的暴力の有無別にみると、身体的暴力を受けた人は「母子生活支援施設に入所した」割合が4割近くとなっている。

【身体的暴力の有無別】



保護命令の申し立て状況別にみると、大きな差はみられない。

【保護命令の申し立て状況別】

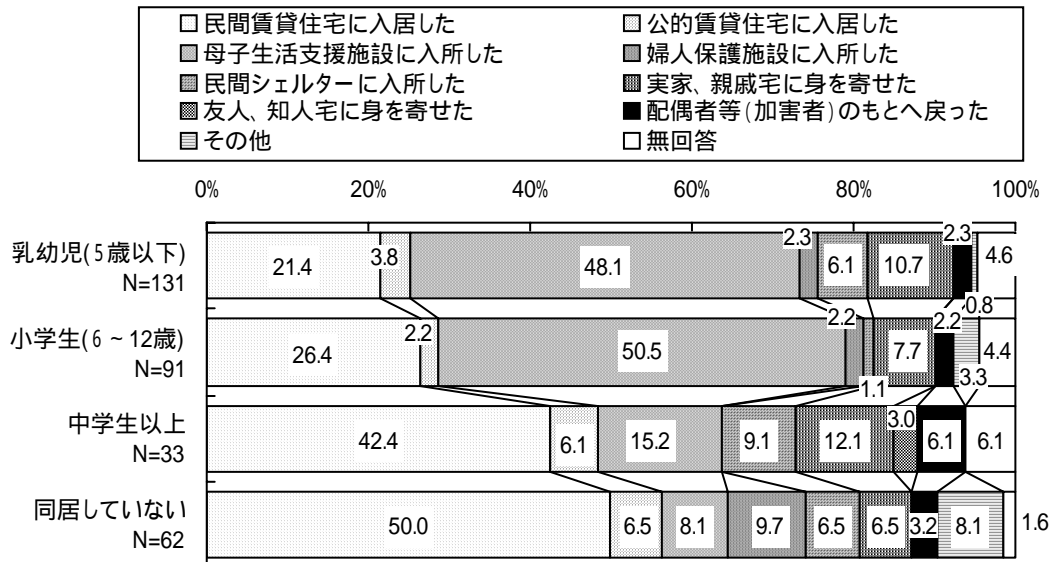


「裁判所で審理中」(N=2)、「申し立てが却下された」(N=9)は母数が少ないため、グラフから除外

同居する末子の年齢別にみると、小学生以下の子どもと同居している人は「母子生活支援施設に入所した」割合が5割前後を占めている。

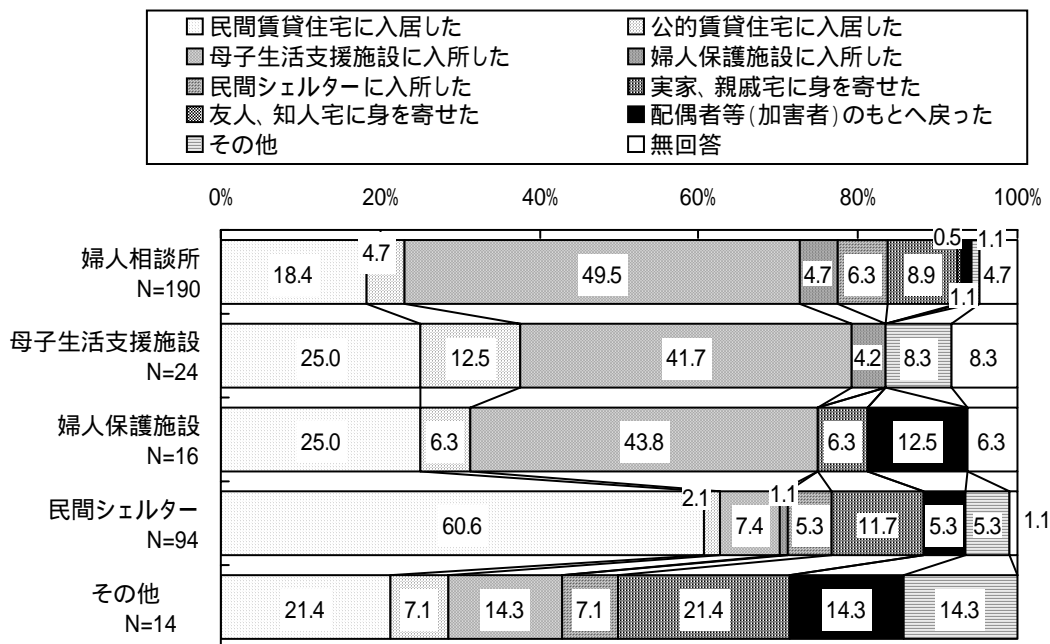
子どもと同居していない人は、「民間賃貸住宅(民間アパートなど)に入所した」割合が半数となっている。

【同居する末子の年齢別】



最初に利用した施設別にみると、最初に公的施設(婦人相談所、母子生活支援施設、婦人保護施設)を利用した人は「母子生活支援施設に入所した」割合が4割以上、民間シェルターを利用した人は「民間賃貸住宅(民間アパートなど)に入所した」割合が約6割となっている。

【最初に利用した施設別】



「母子生活支援施設、婦人保護施設以外の公共施設」(N=6)は母数が少ないため、グラフから除外